

令和2年度
学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

福島県立安積高等学校

福島県立安積高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月14日改定。以下「国の基本方針」という。）、福島県いじめ防止基本方針（平成26年7月策定。以下「県の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) 安積高校は、開拓者精神、質実剛健、文武両道の「安積の精神」のもと全人教育を目指し、知・徳・体を錬磨し、次代を担い、人類に貢献できる、志高く、有為な人材を育成する。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (3) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (4) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの認知（「国の基本方針」より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられ

た児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

（3）いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

（4）いじめの防止等に関する基本的な考え方（いじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危

険を生じさせるおそれがあるものです。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

① いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

② 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(5) 具体的ないじめの様態（例）

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ・存在を否定される。

② 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。

③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。

④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
- ・靴に画鋲やガムを入れられる。

⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
- ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。

⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

3 いじめへの対応

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ対策委員会」

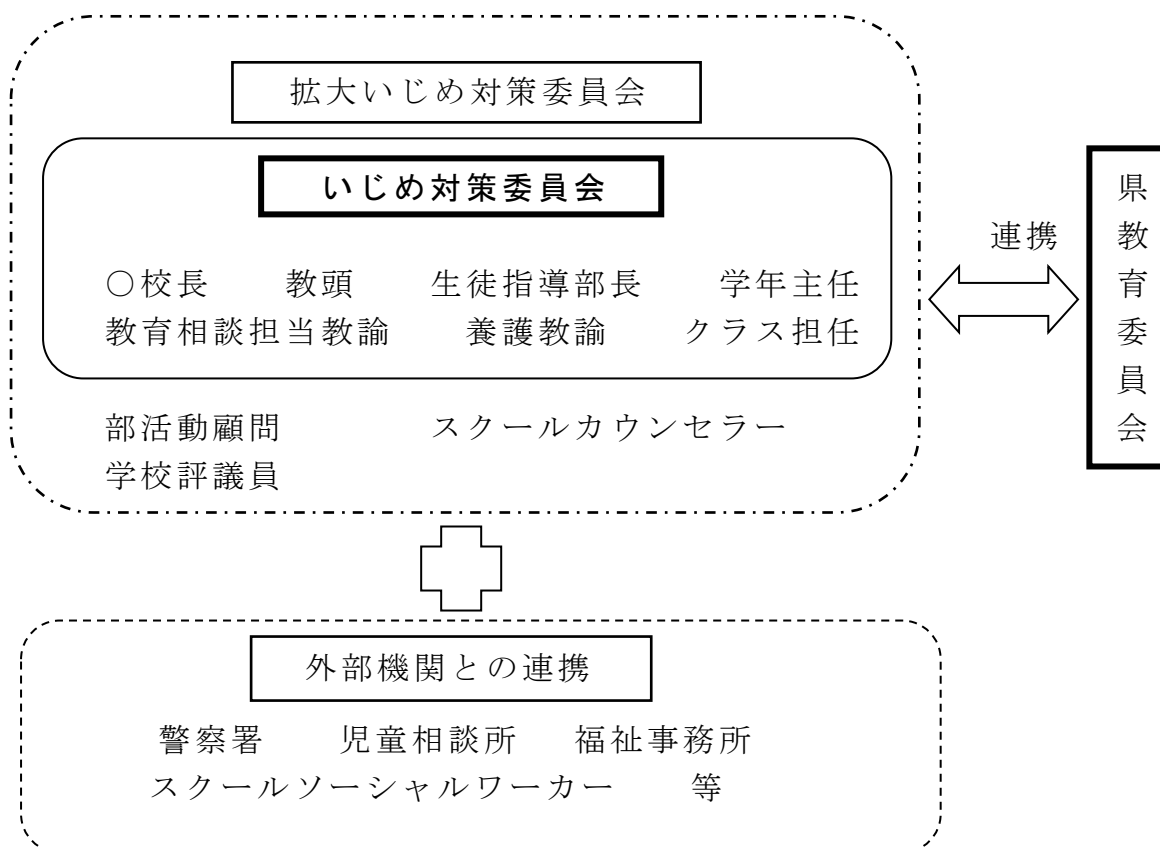
② 構成員

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、HR担任

③ 必要に応じて、「いじめ対策委員会」に代えて、関係職員を加えた「拡大いじめ対策委員会」により代行することができる。

(関係職員)

スクールカウンセラー、部活動顧問、学校評議員



④ 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整

(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(2) いじめの未然防止のための取組み

① 自主自律の精神のもとに行われる日々の授業や学校行事、生徒会行事、部活動等の

集団活動を通して生徒の豊かな人間性を育成し、自ら学び深く考える態度を身につけた、社会や世界で活躍できる有為な人材の養成を通していじめの未然防止を図る。

- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ④ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ⑤ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行い、いじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ⑥ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(3) いじめの早期発見のための取組み

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
 - ・面接旬間を通して、個人面談及び三者面談等を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査を行う。
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談を有効に活用する。
 - ・いじめ相談窓口を設置する。
- ② 面接旬間や定期的なアンケートの実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
 - ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対するいじめアンケート調査を年2回（7月及び1月中を目途）実施する。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
 - ・相談、通報のあった事案は「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努める。
- ④ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- ⑤ インターネット上のいじめへの対応
 - ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性等を教科情報や情報モラル研修会等により正しく理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、インターネットを利用したよりよいコミュニケーションの方法を習得させる。

(4) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果をいじめ対策委員会（生徒指導部長、教頭を経由して校長）に報告し学校の組織的な対応につ

なげる。

(対応)

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。

② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言をいじめが「解消している」状態まで計画的、継続的に行う。

(対応)

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。その際に、いじめを行った生徒に対しては成長支援の観点で指導、支援を行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒に対し、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる場合がある。
- ・いじめが再発する可能性があることを踏まえ、いじめが「解消している」状態であるかを十分に確認する。いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んでいる期間が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）と、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることである。さらに、「解消している」状態に至った場合でも、いじめを行った生徒、いじめを受けた生徒については、日常的に注意深く観察する。

③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

(対応)

- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。

④ 発生したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(対応)

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署

等と連携して対処する。

- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(対応)

- ・必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

(5) 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えば以下のケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間は不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの目安に抛らずに相当の期間とする。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

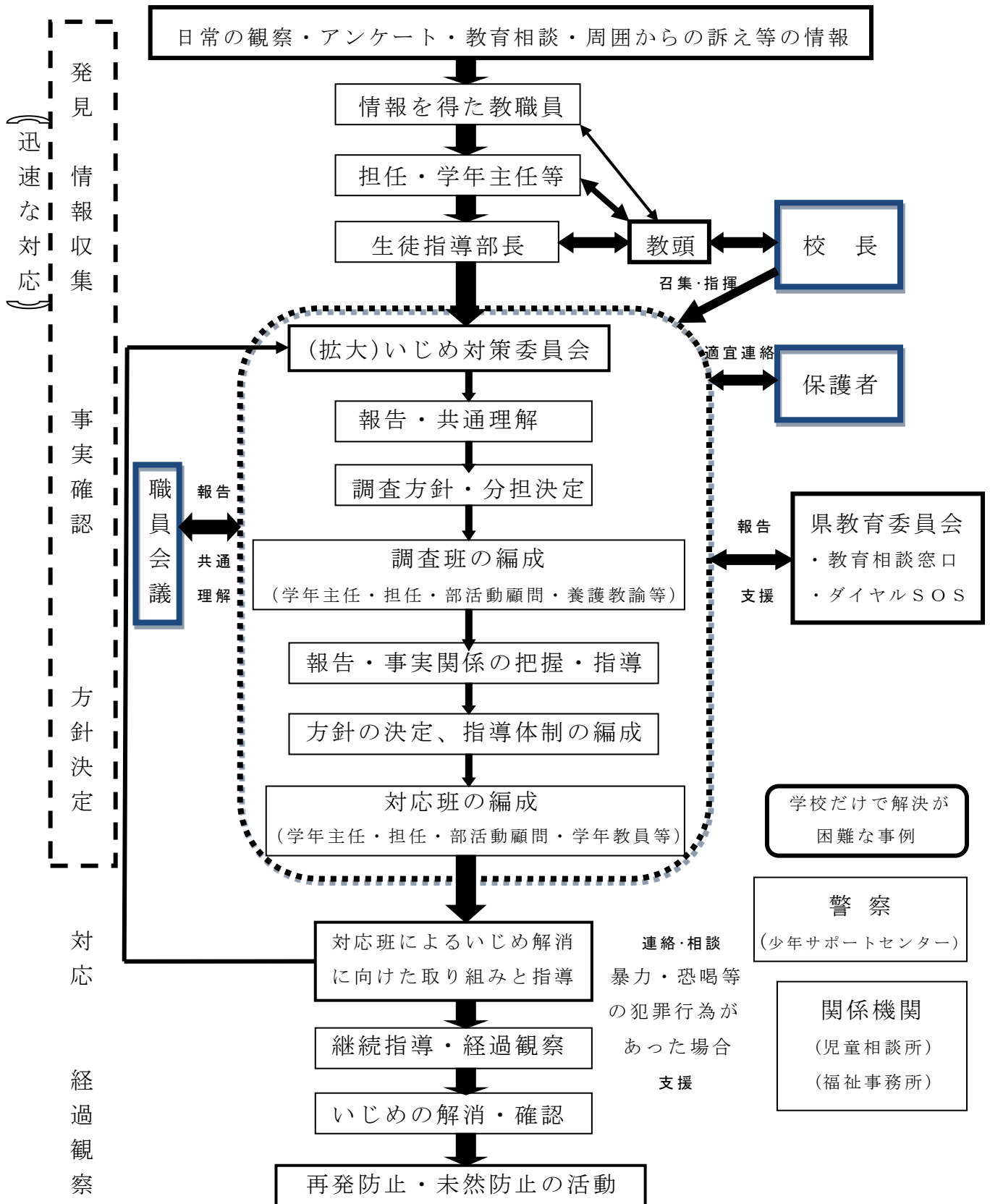
ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

エ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたること。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



(6) 年間計画

月	生徒指導計画 学習指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4月	始業式 対面式 応援歌練習 教育相談窓口 周知 生徒指導部通 信(通年発行)		未然防止と早 期発見のため の情報交換①	第1回いじめ 対策委員会	計画・目標 の作成と提 示
5月	情報モラル (1年情報科)	面接旬間①			
6月		いじめに関す るアンケート ①			
7月	体育祭				
8月					
9月				第2回いじめ 対策委員会	中間評価
10月	校内ロードレ ース 修学旅行 (2学年)				
11月		面接旬間② いじめに関す るアンケート ②	未然防止と早 期発見のため の情報交換②		
12月					
1月					
2月		いじめに関す るアンケート ③		第3回いじめ 対策委員会	年間評価
3月					報告

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② いじめ対策委員会は評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。
- ③ いじめへの対応は、より実効性の高い取組を実施する必要があることから、本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

重大事態発生時の対応

重大事態発生時の対応は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省策定）に基づき行うものとする。以下に重大事態発生からの報告から調査結果を踏まえた必要な措置までの流れを示す。

